

# 小型自動車競走の番組編成の要領

平成20年 4月 1日 平成20・04・01製第12号認可  
最終改正 平成25年 3月19日

公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）は、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第30条第1項及び小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第38条並びに本財団が定めた小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程（平成20年4月1日 平成20・04・01製第9号）第131条の規定に基づき、法第42条第1項の指定を受けた法人（以下「競走実施法人」という。）が小型自動車競走施行者から委託を受けて行う小型自動車競走の実施に関する事務のうち、番組編成の要領をここに定める。

なお、本要領は「小型自動車競走実施規則（例）（統一運用指針第5号）」（以下「実施規則」という。）に基づくものであるので、当該小型自動車競走施行者の定める小型自動車競走実施規則の条項と本要領における引用条項に相違がある場合は、読み替えるものとする。

## 目次

第1章 執務の方針
第2章 番組編成の基準
第1節 組合せの基準
第2節 車番号決定の基準
第3節 課ハンの基準
第3章 出場選手のあっせん依頼
第4章 番組編成の執務の方法
第1節 番組編成に係る準備業務
第2節 番組編成に係る前検日の業務
第3節 番組編成に係る開催日の業務
第4節 番組の決定
第5節 選手の競走成績等の調査検討その他
様式

## 第1章 執務の方針

番組編成委員及び係員は、公平無私的態度をもって常に選手、競走車の能力及び小型自動車競走の特性を的確に把握し、公正安全な競走の実施を主眼とした番組編成を行わなければならない。

## 第2章 番組編成の基準

選手及び競走車の組合せ、車番号並びにハンデの距離は、番組編成委員が、その競走種目ごとに、選手の発走及び操縦技術並びに競走車の級別及び性能並びに競走の距離、競走展開、事故防止、車立及び走路状況とを勘案し、次の各基準に従って決定するものとする。

### 第1節 組合せの基準

選手及び競走車の組合せは、概定番組に基づき、原則として次の基準に従って決定するものとする。

- 1 親族、姻戚その他特定の関係にある選手は、同一競走に組合せないよう配慮すること。ただし、勝ち上がり基準による場合はこの限りではない。
- 2 事故防止については、特に考慮すること。
- 3 競走内容に多様性をもたせること。
- 4 選抜競走の組合せは、前回及び当該開催における競走成績を総合的に勘案し、特に優秀な選手を選出すること。
- 5 トーナメント方式による競走における勝ち上がり選手及び競走車の選出は、着順位、競走タイム等を勘案した競走成績によること。

### 第2節 車番号決定の基準

車番号は、原則として次の基準に従って決定するものとする。

- 1 ハンデレースにあつては、同ハンデ2車以上の場合には能力下位の選手から、内側より配置すること。
- 2 選手の発走技術、競走車の性能、車券売上げ、競走展開及び事故防止等を勘案すること。
- 3 特別な条件下にある競走にあつては、車番号は抽選等によって決定すること。

### 第3節 課ハンの基準

ハンデレースに出場する選手に賦課するハンデの距離は、その競走種目ごとに次の各事項を勘案して決定するものとする。

- (1) 選手の操縦技術
- (2) 選手の発走技術
- (3) 競走車の級別
- (4) 競走車の性能
- (5) 競走の距離
- (6) 競走展開
- (7) 車番号
- (8) 事故防止
- (9) 車立
- (10) 走路状況

## 第3章 出場選手のあっせん依頼

## 1 希望選手及び競走車の選出

希望選手及び競走車は、出場選手の構成、開催日取りの競合状況等を勘案し、選手の経験、操縦技術、品性、素行及び使用する競走車の能力並びに過去の競走成績等を総合的に検討して選出する。

## 2 あっせんの依頼

出場選手のあっせん依頼は、様式1の「出場選手あっせん依頼書」に開催要項、概定番組及び様式2の「オートレース希望選手・競走車名簿」を添えて当該小型自動車競走の開催の1カ月前までに本財団に対して行う。

# 第4章 番組編成の執務の方法

## 第1節 番組編成に係る準備業務

### 1 出場選手に関する検討及び措置

本財団から出場あっせん選手の通知があったときは、出場選手及び競走車名簿を作成する。

また、出場あっせん選手の中にあっせん辞退選手があったとき及び参加申込選手から競走開催各節の初日の前日（以下「前検日」という。）までに、所定の手続により不参加の届出があったときは、速やかに本財団に対してこれに代わる選手の追加あっせんに依頼する。

### 2 選手の参加申込みの確認

選手から所定の手続きにより参加の申込みがあったときは、出場あっせん選手一覧表の内容と参加申込みの内容とを照合確認する。参加申込みの内容が出場あっせん選手一覧表の内容と一致しないときは、速やかに本財団に連絡して措置する。

### 3 出場選手及び競走車の成績等の検討

番組編成の基本となる出場選手の操縦技術及び使用する競走車の能力等は、競走成績その他の資料により事前に十分検討する。

### 4 番組編成カードの作成

様式3の「番組編成カード」は、記載例により作成し、開催ごとに出場選手及び競走車名簿並びに前項の検討の結果をもとにして、所要事項を記入する。

## 第2節 番組編成に係る前検日の業務

### 1 不参加選手の措置

参加申込選手から所定の手続きにより不参加の届出があったときは、速やかにこれに代わる選手の追加あっせんに、本財団に対して依頼し、追加あっせんを受けたときは、速やかに当該選手に対して参加を通知する。

また、出場あっせん変更選手についての措置は、これに準じて行う。

### 2 出場選手及び競走車の確認

開催日の前日、番組を編成するにあたっては、当該小型自動車競走施行者の定める実施規則第39条第1項に基づき出場選手及び競走車が確定したことを管理委員に確認する。

### 3 番組編成計画の作成

概定番組をもとに予選（選抜された選手による特別予選を含む。）、準決勝戦、優勝戦、特別選抜戦、選抜戦及び一般戦の各競走内容に応じた選手、競走車を選出するための番組編成計画を作成する。

#### 4 節の第1日目の番組編成

出場選手の競走番号、競走車番号及びハンデ距離は、様式3の「番組編成カード」を使用し、番組編成の基準に関する諸事項、前節の競走成績等を十分勘案して決定する。

### 第3節 番組編成に係る開催日の業務

#### 1 節の第2日目以降の番組編成

当日までに行われた競走の順位と競走タイムによって翌日の上位競走と下位競走に出場すべき選手及び競走車を、第1日目の番組編成に準じて行う。

#### 2 落車負傷等により選手が不足したときの番組編成

落車負傷等により出場させる選手数に不足を生じたときは、本財団に対して追加あっせんを依頼し番組編成する。

また、追加あっせんを行ってもなお選手数に不足を生じたときは、賞典競走の選手数を優先して、番組編成する。

### 第4節 番組の決定

#### 1 番組の発表

番組は、出場予定の前日に決定し、関係委員に通報する。

#### 2 出走表の原稿の記載内容

出走表の原稿には、小型自動車競走の名称、年月日、開催日時、競走ごとに競走の種類、競走の距離、賞金、発走予定時刻、競走番号、車番号、連勝式番号、競走車の呼名、車名、級別、容積、選手の名前、級別、出身地、年齢、服色、ハンデの距離及び前日までの競走成績その他必要事項を記載する。

### 第5節 選手の競走成績等の調査検討その他

1 開催日ごとに第1競走発走前に日刊紙及び予想紙等による競走ごとの各選手及び競走車の能力評価と出走表の内容とを比較検討する。

2 管理委員又は検車委員から欠場選手又は欠場競走車の通報があったときは、速やかに欠場理由を確認する。

3 競走ごとに選手の競走状況を詳細に観察して、選手及び競走車の能力の把握に努め、その実力を十分に発揮できなかったと思われる選手及び競走車があったときは、関係委員と十分連絡して原因の究明に努め、翌日の番組編成の参考とする。

4 審判委員から競走終了ごとに競走成績（着順位、競走タイム等）の通報を受けて様式3の「番組編成カード」に記入する。

5 第1競走発走から第6競走発走前までの間に雨天等により開催を中止し、延期した日の番組は再編成する。

6 SG競走、GI競走及びGII競走の番組は、当該競走について特別に定められた基準に従って編成する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この要領は、公益財団法人JKAの登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

文 書 番 号  
年 月 日

公益財団法人 J K A 会長 殿

〇〇小型自動車競走会会長

### 出場選手あっせん依頼書

1. 競走の名称

年度 第 回 営 小型自動車競走

2. 施 行 者

3. 実施競走場

4. 開始日程

第1節 年 月 日～ 月 日

第2節 年 月 日～ 月 日

第3節 年 月 日～ 月 日

5. 選手及び競走車数

1 級 車 名

2 級 車 名

3 級 車 名

計 車 名

6. 添付書類

①開催要項 ②概定番組 ③希望選手・競走車名簿

